

6月の税務

- 1 所得税の予定納税額の通知
通知期限 … 6月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
納期限 … 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
- 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（28年12月～29年5月分）の納付
納期限 … 6月12日
- 4 4月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限 … 6月30日
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 6月30日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 6月30日
- 7 10月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限 … 6月30日
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 6月30日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限 … 6月30日

中央税務会計事務所二二ユース

《通信欄》初夏の候、いかがお過ごしでしょうか。
この度、所長補佐の中島由雅が所長に就任する事になりました。

父である、中島智が昭和54年より起業しまして、28年の月日が経ちましたが、続けてこられたのはひとえに皆様方のご愛顧によるものです。誠に有り難うございました。

これらの御恩も合わせて受け継ぎ、その御恩に報いる様、またご期待ご要望に応える様、誠心誠意努力する所存でございますので、何卒、変わらぬのご愛顧の程、宜しくお願い致します。

平成29年度税制改正にみる

中小企業経営強化税制の創設

生産性・収益力向上の設備投資を支援

平成29年度税制改正では、中小企業の設備投資への税制支援が目立ちます。周知の通り、「中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例の拡充」のほか、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組して、「中小企業経営強化税制」が創設されました。

そこで今号では、「中小企業経営強化税制」の概要についてふれてみました。

■改正の背景

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、平成29年度税制改正において、「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」（生産性向上設備等に係る即時償却等）を改組し、「中小企業経営強化税制」が創設されました。

従来の機械装置、ソフトウェア等に加え、器具備品や建物附属設備を対象設備に追加することで、サービス業も含めて幅広く中小企業の生産性の向上等を支援する措置へと改組されました。

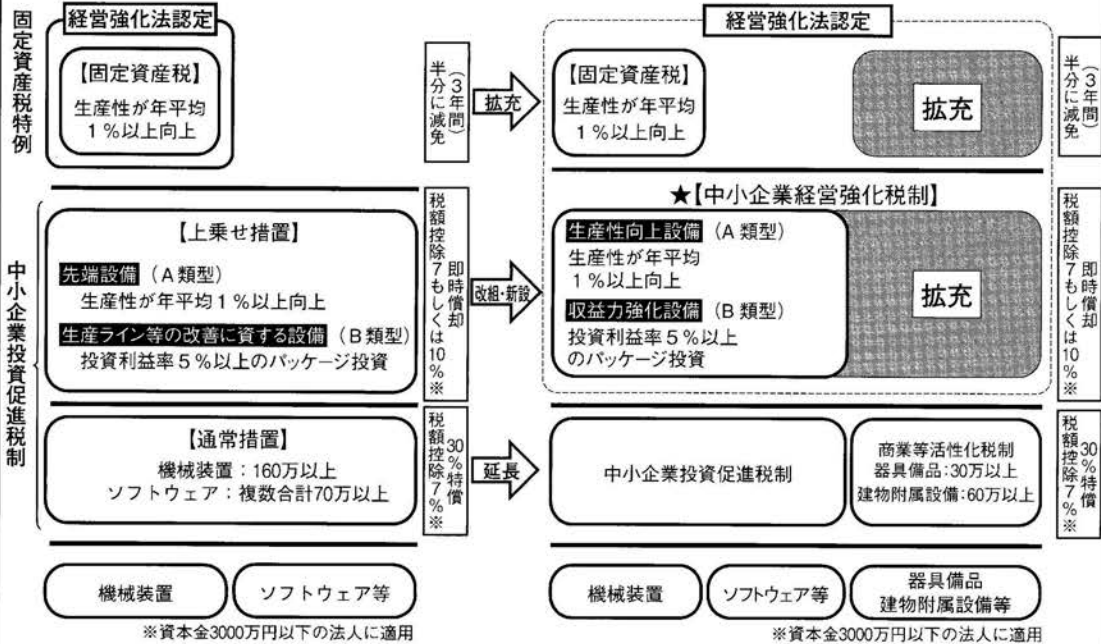
■制度の概要

本制度は、青色申告書を提出する中小企業者が「中小企業等経営強化法」の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等をして、指定事業の用に供した場合、「即時償却」または「取得価額の7%の税額控除」（資本金3000万円以下の特定中小企業者等は10%）との選択適用ができるものです。

なお、税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限とされており、控除限度超過額は1年間の繰越しが認められています。

従前制度

改正概要



【税額控除限度額】 中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%を上限とする。

■一定の設備とは

本制度の対象となる一定の設備とは、「生産性向上設備（A類型）」（生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備）と「収益力強化設備（B類型）」（投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備）のうち、一定の取得価額以上のものをいいます。

ただし、生産等設備が対象となるため、事務用器具備品、本店・寄宿舎等に係る建物附属設備は対象外となること、中古資産・貸付資産は除かれることなどに注意が必要です。

■指定事業とは

本制度の対象となる指定事業とは、中小企業投資促進税制および商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業となります。

■適用手続の実務ポイント

適用手続の実務については、生産性向上設備（A類型）、収益力強化設備（B類型）ともに、中小企業等経営強化法の認定を受けることが必要となります。

A類型は、販売開始時期と生産性要件について、工業会等から証明書

を取得した上で、中小企業等経営強化法の認定を受ける必要があります。

一方のB類型については、経済産業大臣（経済産業局）による投資計画の確認を受けた上で、中小企業等経営強化法の認定も受けるという2つの手続が必要になります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、スケジュール管理が重要となります。

手続の詳細については、中小企業庁HPに掲出の「中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用の手引き」をご参照下さい。

■適用時期

この改正は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等した対象設備について適用されます。

■中小企業投資促進税制と商業等活性化税制の延長

また、平成29年3月31日を適用期限とされていた「中小企業投資促進税制」および「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」の両制度は、適用期限が平成31年3月31日まで2年間延長されることとなりました。（※中小企業投資促進税制については、対象資産から器具備品を除外して適用期限を延長。）

生産性向上設備（A類型）の要件

対象設備	取得価額要件	販売開始時期(※1)	生産性向上要件(※1)
機械装置	単品160万円以上	10年以内	旧モデル比で年平均1%以上向上 [ただし、旧モデルがない場合は不要]
測定工具・検査工具	単品30万円以上	5年以内	
器具備品(試験・測定機器、冷凍陳列棚など)	単品30万円以上	6年以内	
建物附属設備(ボイラー、LED照明、空調など)	単品60万円以上	14年以内	
ソフトウェア(※2)	単品70万円以上	5年以内	不要

※1 販売開始時期と生産性要件は、工業会等の証明書の発行を受けて確認することができる。

※2 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。

収益力強化設備（B類型）の要件

対象設備	取得価額要件	投資収益率要件
機械装置	単品160万円以上	経済産業大臣の確認を受けた年平均の投資利益率5%以上の投資計画に記載されたもの
工 具	単品30万円以上	
器具備品	単品30万円以上	
建物附属設備	単品60万円以上	
ソフトウェア	単品70万円以上	